

「コウノトリ但馬空港サポートクラブロゴ」募集要領

1 目的

但馬空港と但馬地域が「しあわせを運ぶコウノトリ」のように、大きく翼を広げ飛躍していくよう、一緒に盛り上げていただく仲間を集めるべく、令和3年3月に開設した「コウノトリ但馬空港サポートクラブ」。

本クラブ及び但馬空港の更なる活性化を目指すとともに、全国へと広く周知するためのツールとして活用すべく、この度、ロゴデザインを募集します。

2 応募資格・提出方法

(1) 応募資格・応募点数

- ・但馬空港を応援して下さるすべての方。
年齢、性別、プロアマ等の要件はありません。ただし、法人名義での応募は受け付けません。
- ・応募点数は1人1点とします。

(2) 提出方法

- ・専用応募フォーム（Web）・郵送・持参のいずれかで応募してください。

（提出先）

〒668-0033 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所4階

但馬空港推進協議会

（専用応募フォーム）

応募専用フォーム↓



<https://docs.google.com/forms/d/1y1stQ6VgMDtXqfMhDSYVpE9FMdNCy1I83bgCysvZ4R0>

・提出様式

下記「応募用紙」及び「ロゴデザインデータ」の2点を提出してください。

※応募専用フォーム（Web）で申請される方は、「応募用紙」は不要です。

応募専用フォームに必要事項を入力し、ロゴデザインデータを添付してください。

応募用紙：別紙「コウノトリ但馬空港サポートクラブロゴデザイン応募用紙」

ロゴデザインのデータ：印刷した場合A4に収まるもの。手書きも可とします。

※ただし、手書きのものは但馬空港推進協議会にてPDFデータ等に変換します。

- ・応募用紙は、但馬空港推進協議会や但馬各市町の担当窓口に設置するほか、但馬空港推進協議会ホームページからもダウンロードできます。
- ・応募用紙に必要事項（デザインコンセプト（200字以内）、応募者の氏名、生年月日、住所、連絡先など）を記入してください。
- ・作品は、データ提出の場合、PDF、JPG どちらかの形式で、データ容量は10MB以内とします。

・提出期限 令和5年1月10日（火）必着

3 デザインの条件

(1)基本条件

- ・但馬空港及び但馬空港サポートクラブの魅力が伝わり、親しみやすく、印象に残るデザインであること。

コウノトリ但馬空港サポートクラブの詳細はこちら↓

https://www.tajima-airport.jp/suishinkyō_post/supportclub/



- ・配置・色数は不問。ただし、単色・モノクロ、拡大縮小での使用にも対応できるデザインとすること。
- ・応募作品は未発表で、応募者オリジナルであること。
- ・著作権、その他の権利を侵害しないもので、公序良俗に反しないものとする。

(2)制作にあたっての注意事項

以下に該当するものは審査の対象外となりますのでご注意ください。

- ・応募用紙、ロゴデザインデータなどに不備があるもの。
- ・コンセプトに応募者が特定できる情報が記載されているもの。
- ・第三者の著作権や商標権の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ・既に公表されているもの（Webに掲載されたものも含む。）と同一または類似のもの。
- ・政治的・宗教的メッセージを含むもの。
- ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗そのほか法令の規定に反するもの。

4 審査・結果発表

但馬空港推進協議会において採用候補デザインを数点選出した後、コウノトリ但馬空港サポートクラブ会員の投票により採用デザインを決定します。採用候補及び採用デザインは但馬空港ホームページ等で発表します。なお、選出されなかった方には連絡いたしませんのでご了承ください。

(1)結果発表

- ・採用候補デザイン 令和5年2月1日（予定）※同日、投票受付開始
- ・採用デザイン 令和5年2月15日（予定）

※採用デザインの応募者の氏名等の公表については、ご本人と相談の上、対応いたします。

(2)表彰

- ・採用デザインの応募者
賞金5万円＋但馬の特産品（5万円相当）

(3)その他

採用デザインに投票したコウノトリ但馬空港サポートクラブ会員の中から抽選で但馬の特産品等をプレゼントします。(投票受付時にご希望の賞品を確認します。)

- ・但馬牛（すき焼き用 400g） 10名様
- ・日本酒（竹泉 幸の鳥） 3名様
- ・但馬ファンクラブ1年会員権 50名様

5 注意事項

応募者は以下の各事項に承諾した上で、作品の応募をお願いいたします。

(1)応募作品の知的財産権などについて

- ・応募者は、その応募作品が採用作品に決定した場合、当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を但馬空港推進協議会に無償で譲渡し、また当該作品に関する著作権人格権その他一切の人格権を但馬空港推進協議会およびその指定する者等に対して行使しない旨ご了解いただきます。
- ・応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって、すでに発表されているもの（Web上で掲載されたものも含みます。）と同一または類似でないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないこと、ならびに、それらの違反があった場合には、その一切の責任を負うとともに、但馬空港推進協議会に一切の迷惑をかけないことを確約していただきます。

(2)個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報については、応募や選考に関する連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用し、それ以外には使用しません。ただし、採用デザインの発表時には、採用者と相談の上、名前・住所（市町村名）を公表する予定です。

(3)応募作品の修正について

但馬空港推進協議会により、応募作品の制作者と協議の上、デザイン（書体を含みます。）の修正を行う場合があります。

(4)その他応募に関する注意事項

- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については一切責任を負いかねます。何らかの障害、事故などでデータファイルが開けない、郵便物が届かないなどの問題が発生した場合についても責任を負いかねます。
- ・応募作品を含む提出物は返却しません。なお、ご提供いただいた応募作品の管理には万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故などに基づく破損、紛失などについては責任を負いかねますので、応募作品に係るデータなどのバックアップは各自で対応ください。
- ・採用作品は、但馬空港推進協議会において必要に応じて一部修正・補作する場合がありますほか、採用者に修正をお願いする場合があります。また、応募作品の元データの提出を求める場合がありますので、審査の発表まで保管をお願いします。

- 未成年者等は、応募にあたり、親権者などの法定代理人の同意を得た上で応募してください。
- 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供するなどの処分をし、または出願・登録手続きを行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- 採用者に、法令違反等があった場合には、但馬空港推進協議会が応募・受賞を取り消すとともに、賞金および但馬空港推進協議会が受けた被害額の返還を請求する場合があります。

お問合せ先

但馬空港推進協議会

〒668-0033 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所4階

TEL : 0796-24-2247

E-mail : tjm-kuukou@tajima.or.jp